

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について（概要）

北海道農政部

目的：農政部が発注する工事について、建設業界における将来の担い手確保が課題となる中で、休日を確保できる環境整備を推進するため、「週休2日を実施した工事における労務費、機械経費（賃料）、間接工事を補正」

1 対象工事

土地改良事業等請負工事の価格積算要領、鋼橋製作架設工事価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領を適用する工事。但し、災害復旧工事及び工期末に制限のある工事など、週休2日の実施に適さない工事は除く。

2 適用時期

積算基準日が平成30年11月1日以降の工事から適用する。

3 「週休2日」とは

対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。

ア 対象期間とは、工事の始期から工事の完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として、12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われないう状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視等、現場管理上必要な作業は含まない。

ウ 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。【但し、4週6休以上の現場閉所の場合、割合に応じて補正】

4 補正方法

受注者が週休2日による施工を希望した工事は、現場閉所状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、間接工事を補正し設計変更を行うものとする。なお、市場単価等については、労務費分が明らかとなっていないことから、補正の対象としない。

ア 現場の閉所状況

① 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

② 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

③ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

イ 補正の方法

発注者は現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じ各経費を補正し請負代金を変更する。なお、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取り組みを希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

	4週8休以上 28.5%(8日/28日) 以上	4週7休以上 4週8休未満 25%(7日/28日) 以上28.5%未満	4週6休以上 4週7休未満 21.4%(6日/28日) 以上25%未満
現場閉所率			
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費(賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費(率分)	1.04	1.03	1.01
現場管理費(率分)	1.05	1.04	1.02

※施設機械設備等工事

※農業土木工事

試行の改定概要

現行

試行方式 ⇒ 受注者希望方式（工事着手前に実施計画書を提出）
 実施確認 ⇒ 工事旬報等により確認

対象工事 ⇒ 土地改良事業等請負工事の価格積算要領を適用する工事のうち対応可能な工事

対象工種 ⇒ 農業土木工事

週休2日の定義

対象期間中を通じた現場閉所の日数が工事期間内に存在する土日の日数以上（降雨、降雪による閉所日を含む）

農業土木工事

補正方法～現場閉所が工事期間内に存在する土日の日数以上の場合補正

共通仮設費（率分） 1.02
 現場管理費（率分） 1.04

改定後

対象工事 ⇒ 土地改良事業等請負工事の価格積算要領、鋼橋製作架設工事価格積算要領及び施設機械設備等価格積算要領を適用する工事

対象工種 ⇒ 農業土木工事、施設機械設備等工事

週休2日の定義

対象期間中を通じた現場閉所の日数が4週8体以上（降雨、降雪による閉所日を含む）※4週8体以上とは対象期間内の現場閉所の割合が28.5%以上の水準

補正方法 ～ 4週6体以上の現場閉所の場合、割合に応じて補正

農業土木工事

労務費・機械経費（賃料）を追加

現場閉所率	4週8体以上	4週7体以上 4週8体未満	4週6体以上 4週7体未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上 25%未満
労務費	<u>1.05</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
機械経費(賃料)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
共通仮設費(率分)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
現場管理費(率分)	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>
施設機械設備等工事			
今回追加			
機械経費(賃料)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
共通仮設費(率分)	<u>1.04</u>	<u>1.03</u>	<u>1.01</u>
現場管理費(率分)	<u>1.05</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>

実施の留意事項

- ・**工期設定** ⇒ 土地改良事業等工期設定要領を踏まえた設定（土日、祝日、夏季休暇3日、年末年始休暇6日、雨等の荒天による雨休率を見込んだ工期設定）
- ・**現場閉所** ⇒ 現場事務所等での事務作業を含め一日を通して現場作業が行われない状態（現場安全点検、巡視等は含まない）
- ・**技術評価** ⇒ 総合評価落札方式の加点評価の対象としない
- ・**工事成績** ⇒ 評価の対象としない（履行出来ない場合もペナルティー無し）

工事における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行について（受注者向）北海道農政部

番号	質 問	回 答
1	<p>○現場の安全巡視、現場内除雪等における点検保守の作業のみの場合の現場閉鎖の考え方を示されたい。また、一般交通を供するため交通誘導警備員のみが現場に出ている場合は、現場閉鎖となるのか。</p>	<p>○コンクリート養生のみの作業であれば現場閉鎖とみなす。 ○一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉鎖とみなす（一般交通と関係のない現場内の降雪作業は現場閉鎖としない）。 ○測量、調査等は現場閉鎖としない。 ○現場作業を行っていない日に行う仮排水等の仮設備などの点検作業のみを実施する場合は現場閉鎖とみなす。 ○一般交通を供するために行う終日交通規制等を行っている場合、交通誘導警備員のみが規制作業を行っている場合は現場閉鎖とみなす。</p>
2	<p>○現場事務所に出勤はしたが、降雨、降雪などの荒天により待機するのみで作業を行わなかった場合、現場閉鎖に扱って良いか。</p>	<p>○現場作業を開始する前の作業中止については、現場閉鎖と扱って良い。</p>
3	<p>○どのように現場閉鎖率を算定するのか。</p>	<p>○$OK(\%) = A / (B - C)$ ※K: 現場閉鎖率(%) A: 現場閉鎖日数 B: 週休2日確認対象期間日数(工事着手日から工事完成日までの期間) C: 夏季休暇3日間及び年末年始休暇6日間(12/29～1/3)と重複する日数</p>
4	<p>○半日作業が4日間の場合でも週休2日相当になるか。</p>	<p>○工事現場が半日でも稼働した場合は、休日(現場閉鎖)の扱いとはなりません。</p>
5	<p>○週休2日の実施予定(計画)をどのように示せば良いか。</p>	<p>○週休2日の実施計画書(別記様式1)を施工計画書に添付して、施工協議簿とともに工事監督員へ提出してください。</p>
6	<p>○週休2日による施工を希望した場合において、履行出来なかった場合減点等のペナルティはあるか。</p>	<p>○履行することができなくても、工事施行成績評定の減点等のペナルティはありません。</p>
7	<p>○施設機械設備工事、電気通信設備工事において工場製作のみを実施している期間を含まないとなっているが、この場合の現場閉鎖の考え方は如何に。</p>	<p>○据付工事にあつては実際に現地で据付作業に着手した日から完成までの期間を対象期間とします。この場合、工事期間としては連続した4週間以上の現地据付作業が見込める工事を対象とします。</p>